

AEDなど救急資器材の整備が義務化されました！

平成 21 年4月1日から、横浜市救急条例第 6 条及び条例に基づく横浜市安全管理局長告示により、一定規模以上の建物や、スポーツ施設、駅舎などに、AEDなどの救急資器材を整備することが義務化されました。また、傷病者が発生した場合には応急手当を行うことができる体制を整備するよう努めることとなりました。

AEDとは？

『AED』：自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）とは、心臓突然死の原因となる、心室細動（心臓の筋肉が不規則にブルブルと震え、全身に血液を送り出すポンプの役割を果たせない状態に陥る症状）を電気ショックにより取り除く医療機器です。



設置が必要な建物は？

① 横浜市救急条例第 6 条により設置が必要な防火対象物

<ul style="list-style-type: none">・劇場、映画館、演芸場又は観覧場・公会堂又は集会場・キャバレー、カフェ・遊技場・インターネットカフェ等	階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のもの 又は 階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none">・料亭、割烹・飲食店・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
<ul style="list-style-type: none">・旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
<ul style="list-style-type: none">・病院、診療所又は助産所・老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設等・幼稚園又は特別支援学校	
<ul style="list-style-type: none">・蒸気浴場、熱気浴場	
<ul style="list-style-type: none">・特定複合用途防火対象物	
<ul style="list-style-type: none">・地下街	

② 安全管理局長告示第 1 号により設置が必要な防火対象物

<ul style="list-style-type: none">・車両の停車場（バスターミナルを除く）
<ul style="list-style-type: none">・屋内プール、スポーツクラブ又はフィットネスクラブその他これらに類する用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none">・上記のいずれかに該当する部分を含むもの

横浜市救急条例（抜粋）

（救急資器材の整備等）

第6条 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第68条の2第1号及び第2号に規定する防火対象物その他安全管理局長（以下「局長」という。）が指定する防火対象物（以下「整備対象物」という。）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、その整備対象物内に自動体外式除細動器その他応急手当に必要な資器材を整備しなければならない。

2 管理権原者は、その整備対象物において傷病者が発生した場合に、応急手当等を行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

横浜市安全管理局告示第1号

横浜市救急条例第6条第1項の規定により安全管理局長が指定する防火対象物

横浜市救急条例（平成19年12月横浜市条例第60号）第6条第1項に規定する、安全管理局長が指定する防火対象物を次のとおり指定し、平成21年4月1日から施行する。

平成20年11月5日

横浜市安全管理局長 上原 美都男

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(10)項に掲げる防火対象物のうち、車両の停車場（バスターミナルを除く。）
- 2 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物のうち、屋内プール、スポーツクラブ又はフィットネスクラブその他これらに類する用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- 3 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、前2項のいずれかに該当する部分を含むもの

横浜市磯子消防署

045-753-0119